

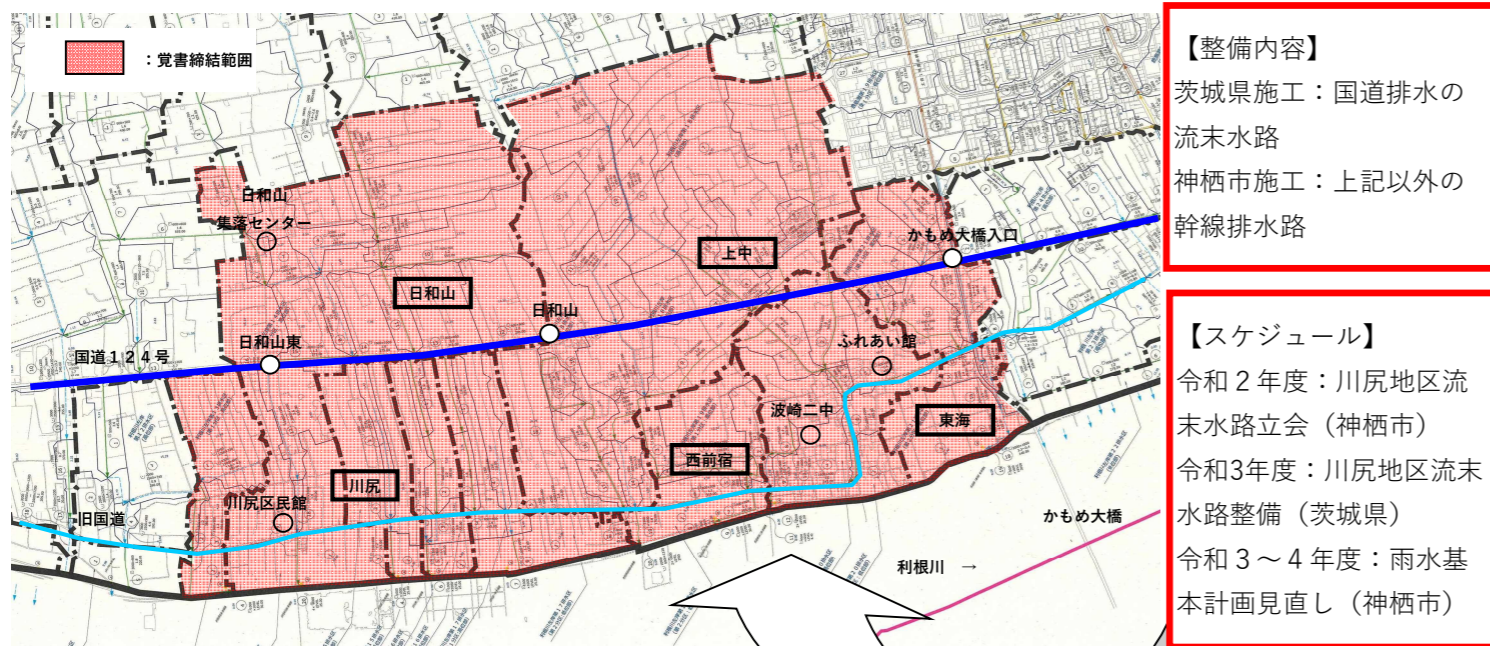
1. 地区内の排水路の現状

当地区の排水につきましては、主に国道124号の上流域から国道下を横断して、利根川へ排水されています。近年の大雨により、地区内の窪地状の箇所や、土砂の堆積等による排水の不良箇所、蛇行している排水路形状により、冠水被害が頻繁に発生しています。また、国道124号についても、流末の排水不良等の原因により、道路冠水が発生しています。本来であれば、土地改良事業の範囲となっているため、基盤整備を実施し、排水路整備を実施する事が前提となりますが、昨今の情勢により、土地改良事業が進んでいないのが実情であります。

そこで、本市としては、このような状況を考慮しまして、地区内及び、国道124号の冠水被害を軽減する目的として、地区内の幹線排水路及び流末排水路整備に関する事項について、茨城県潮来土木事務所と、令和2年4月27日付けにて「一般国道124号（太田・矢田部地区）における流末排水整備に関する覚書」を締結しました。

2. 覚書の概要

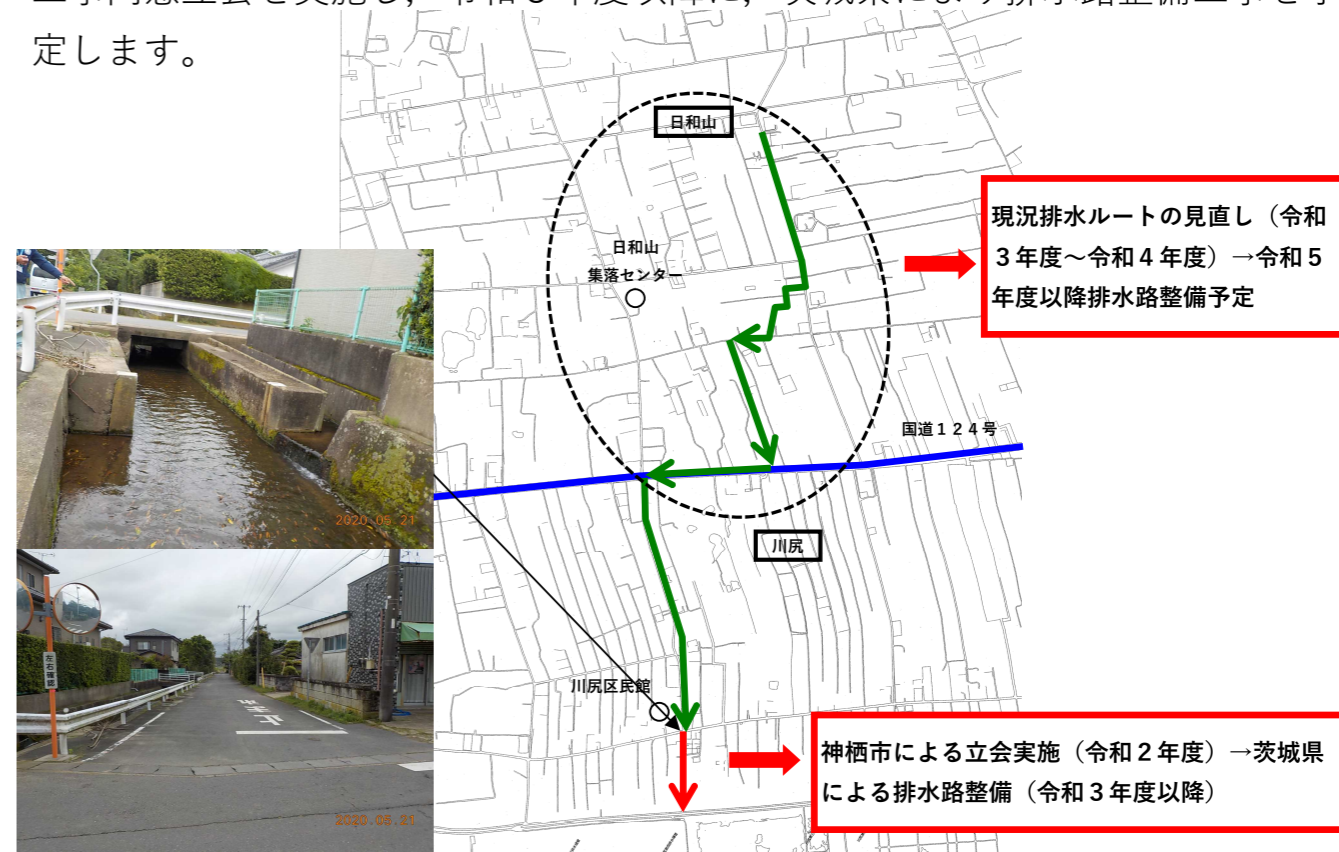
茨城県潮来土木事務所と締結した覚書は、当市で策定した「神栖市下水道事業雨水基本計画」に基づいています。計画内容は、市内を流域毎に区切った排水区を設定し、その排水区内から流出される排水量を算定し、その排水量に見合った排水路の整備をする内容となっています。その中で、茨城県が施工する箇所と当市が施工する箇所について分かれており、双方が用地やスケジュールを調整しながら、今後整備を検討していきます。



令和3～4年度：締結範囲内の雨水基本計画の見直し

3. 川尻地区及び日和山地区の整備概要

覚書に基づき、第1段として、川尻地区において令和2年度に、当市により工事同意立会を実施し、令和3年度以降に、茨城県により排水路整備工事を予定します。



4. 西前宿地区の整備概要

西前宿地区につきましては、平成28年度より柵渠水路を整備しており、令和2年度は、茨城県で実施した新川橋の工事で、施工出来なかった箇所を施工いたします。



5. 今後のスケジュール

前述した箇所以外につきましては、令和3～4年度にかけて、雨水基本計画の見直しを実施します。その後、整備に向けて検討して参ります。